

平成 2 5 年 第 3 回 定 例 会
一 般 質 問 通 告 表
《 2 2 人 ・ 3 3 件 》

平成 2 5 年 8 月 3 0 日
府 中 市 議 会

順	議員氏名	件名	頁
1	石川明男	1 多種多数の審議会・協議会等について 2 観光大使の創設について	1
2	加藤雅大	1 府中用水のさらなる魅力の向上と100年先も変わらぬ景観を願って	2
3	市川一徳	1 中河原北歩道橋の撤去等を含め、一刻も早い利用者に優しい環境整備の促進について	4
4	村崎啓二	1 より充実した第3次住宅マスタープランの策定を（特に ①具体的施策の数値目標の設定と政策評価の実施 ②住宅セーフティネットの充実について） 2 市民住宅への配慮入居者制度の導入について（市民住宅の入居率向上に向けて）	5
5	山上稔	1 障害者差別解消法で変わる（その1） 2 在宅復帰を目指して 3 エリア・マネジメントのすすめ	8
6	手塚歳久	1 市民墓地整備事業について 2 土曜登校日の統一化について 3 西府駅北口オーケーストア出店について	10
7	臼井克寿	1 環境配慮型設備（ドライミストとハイブリッド型街路灯）の設置について	11
8	村木茂	1 インフラマネジメント計画について	13
9	桑島耕太郎	1 「介護ロボットの積極的な導入」について 2 「落雷事故を防ぐ基礎知識の普及」について	13
10	備邦彦	1 公共工事入札に市内業者優先はできないか 2 府中市の違反広告物の現状について	16
11	須山卓知	1 子ども緊急避難の家の取り組みに関して	17

順	議員氏名	件名	頁
12	目黒重夫	1 基金計画見直しと「財源不足」について 2 学校経営支援事業導入で今後の学校図書館のあり方を問う	17
13	遠田宗雄	1 「健康マイレージ」の導入による、「地域も自分も元気になるまち・ふちゅう」を目指して	18
14	福田千夏	1 学校や保育園における食物アレルギー対策について	20
15	吉村文明	1 より自然と共存できる安全な水路環境を求めて	21
16	西村 陸	1 さらなるごみ減量を推進するために	22
17	西宮幸一	1 子どもの貧困・社会的排除問題に対する今後の取り組み方について 2 ESD（持続発展教育）の理念・手法を生かした教育活動の推進について ―「関わり」、「つながり」を尊重できる子どもを育むために―	23
18	田村智恵美	1 子どもの人権を守るために、婚姻歴のないひとり親家庭への不平等をなくすことを求める	26
19	前田弘子	1 障がい者が地域で生きるための「ケアプラン」作成支援を市に求める ―「改正」障害者自立支援法の「計画相談事業」について―	27
20	浅田多津子	1 地域福祉に寄与する市民主体の「地域のサロンづくり」に市のバックアップ体制を求める	29
21	赤野秀二	1 保育に関する2つの問題（民営化、待機児童解消）について 2 都「中等度難聴児発達支援事業」への府中市の対応について	31
22	服部ひとみ	1 オスプレイの横田基地配備検討の撤回を求めます	32

1 石川明男議員

1 多種多数の審議会・協議会等について

府中市では、数多くの施策を展開していく中、「住んでよかった、住み続けたい」と、多くの市民の方々の暮らしやすさへの満足度は高く、市政に対してはかなりの高評価をいただけているかと思われます。それは、常日ごろ「市民の声を聞く」という姿勢を持ち続けているあらわれでもあり、そのために行っているさまざまな努力の成果でもあります。府中市では、「市長への手紙」を受け付けたり、パブリックコメントの受け付けをする等、市民の声を拾う手段を幾つか設けており、また、「市長と語る会」や座談会等で、市民との対話の機会も多く持たれております。

それに加えて、一つ一つの施策を進めていく段階で、市民参加の審議会や協議会といった会議が、多数設けられております。それらの会議は、具体的な「事業」や「施策」を掲げて話し合いがなされ、さまざまな事項が決定されるものかと思いますが、その会議においては、日ごろ寄せられた市民の声も反映されるものでしょうし、それについて、検討・協議がなされる場とも捉えられます。

そのような会議について、幾つか質問いたします。

- (1) 審議会・協議会等は、どのような根拠で誰が立ち上げるのでしょうか。
- (2) 昨年度以降、どのような審議会・協議会等が、幾つあり、それぞれ何回開催されたのでしょうか。
- (3) 規模により人数はまちまちかと思いますが、それぞれ人数をお聞きます。
- (4) その協議会等に参加される委員の方々への報酬は、いかほどになるのでしょうか。
- (5) その会議での答申の内容は、どのように生かされ、どれくらいの決定力を持っているのでしょうか。
- (6) これにより、それぞれ当初の計画を大きく変更していくこともあるのでしょうか。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 観光大使の創設について

府中市の観光を考えるに当たり、「府中市観光振興プラン」が平成24年1月に策定されました。それに基づいて、府中の観光PRや、特産品

の紹介等、さまざまな施策が日々展開されていることと思います。そこで観光を発展させ進めていくその成果を幾つかの例を挙げてお聞かせください。

この観光振興プランにおける、観光振興へ向けた施策のいろいろな項目の中で、府中ゆかりの有名人などによる「観光大使」の創設が挙げられておりました。府中市内外における、さまざまなイベントにおいて、出向宣伝の効果の大きな担い手となるものと思われます。

府中市には、スポーツ界・芸能界等さまざまな分野においての有名人がおられます。来年予定される市制60周年記念事業や、期待される東京オリンピック等に向けて、府中市の観光大使をぜひとも創設し、複数名任命できたら、かなりのPR効果が期待できるかと思います。

観光PRに向けて、質問したい項目もさまざまありますが、このたびは、「観光大使創設」を実現するべく質問のみをいたしますので、前向きな御答弁をお願いいたします。

〔答弁〕市長・担当部長

2 加藤雅大議員

1 府中用水のさらなる魅力の向上と100年先も変わらぬ景観を願って

府中用水は新田開発のために江戸時代初期に開削され、その流れは旧多摩川の流路をたどりながら、かんがい用水としてだけではなく生活用水として、先人の御苦労、御努力により何代にもわたり脈々と受け継がれ、日々の暮らしに欠くことができない財産として人々に大切にされてきました。

時は移り、都市化の進展等により上下水道が完備されたこともあり、もはや生活用水としての役割は終え、主に農業用水として4つの用水組合が、耕地面積は減少してきているものの、今なお貴重な水資源として稲作栽培に利用されております。

こうした中、平成18年2月には農林水産省が、日本の農業を支えてきた代表的な用水を選定して、用水が育む「水・土・里」（みどり）を次世代へ維持、継承していくことを目的とした疏水百選に、都内で唯一府中用水が選ばれています。

しかしながら、疏水百選に選定された府中用水においても、都市化の波に起因する都市排水路にも利用されていることもあり、水路の暗渠率は約67%に達し、自然景観の減少と相まって、人と水とのかかわりも希

薄化していることも事実です。

しかしその一方では、市民が豊かで潤いのある生活を送るうえで、美しい景観の中で水に求めることも、また水の役割も変化してきており、国でもこれを受け平成18年にかんがい用水としての活用はもとより、新たに環境用水等としての活用方法の考え方を示しました。

こうした背景から、市民及び議会から府中用水路の活用等について、これまでさまざまな意見、要望が出されており、市はこれらに対処するため限られた予算の中で、親水路整備事業等を鋭意進めてきております。

これまで府中用水については、当議会において「府中市緑の基本計画」等に基づく質問も出されておりますので、今回は角度を変え個別的質問を通じて、府中用水のさらなる魅力の向上と100年先も変わらぬ魅力ある景観が幾世代にもつながっていくことを願い、以下質問いたします。

- (1) 人と水の触れ合いを促進するためには、水辺の環境の整備とともに、水質の保持及び向上が課題となると思いますが、その対策についてどうお考えですか。
- (2) 素掘りの水路は全体の約11%と大変貴重であり、中でも矢崎町の雑田堀親水路に関し、素掘りの土手であることから、生き物の生息空間として最適ですが、仮に水量がふえた場合壁面が土であることから、耐久性に問題は生じませんか。
- (3) 郷土の森西側の新田川緑道を親水路に整備（新設の矢崎町の雑田堀親水路から博物館入口まで）することにより、郷土の森が水と緑の拠点によりふさわしくなると思いますが、そのお考えについてお聞きします。
- (4) 用水路にすむ生き物（昆虫や魚）調査をしたことがありますか。既に調査結果が出ている場合、どのような種類の生き物が生息し、その中で希少種はどのようなものが生息していましたか。また、1年を通じて通水していない場合に、生き物にどのような影響が出ていますか。
- (5) 分梅町新田川緑道（分倍河原の古戦場）について、乾期には用水にごみが大量に捨てられてしまうことや、豪雨後の水たまりにより、異臭が生じる問題が発生しています。こうした状況についてどのようにお考えですか。

また、本流から分岐して、親水路が設けられていますが、景観を目的にしている場所なので、子どもたちが集い遊べるよう工夫することにより、より身近で親しまれる親水路になると思いますが、そのお考

えについてお聞きします。

- (6) 子どもたちが安心して水遊びができる場を明確にし、さらにこの場を通じた指導者等による自然観察会の実施のほか、生き物と触れ合う機会を醸成するとともに、府中市の農業についても、親水路を通じて学習してもらうことにより、より理解が深まると思いますが、そのお考えについてお聞きします。

〔答弁〕 市長・担当部長

3 市川一徳議員

- 1 中河原北歩道橋の撤去等を含め、一刻も早い利用者に優しい環境整備の促進について

中河原駅の西側を南北に通る都道鎌倉街道上にある中河原北歩道橋は、平成7年に拡幅及び屋根の設置を行い現在の形になっていますが、同歩道橋については、それ以前から高齢者等社会的弱者と言われる方々はもとより、多くの利用者が日々の長い階段の上りおりに難儀していることから、一刻も早い改善が待ち望まれています。

現に、これまでに幾度となく市民からエレベーターの設置や、新たな横断歩道等を求める声が寄せられており、また、再三再四本会議で多くの議員から質問及び要望が述べられていますが、一向に解決の気配すら見えない状況にあります。

超高齢化社会を迎え、歩行者の安全面に配慮するとともに、自動車の円滑な走行のためとはいえ、車優先のこうした現状を改善しない限り、ますます苦痛を感じる利用者が着実にふえていくことは明らかで、人に優しい社会環境の構築を目指す府中市そして世間の流れに、結果的に一部とはいえ逆行しかねない恐れもございます。

幸い府中市でも現状を御認識いただき、関係機関との協議を行うなど、御努力いただいているものと思いますが、私が知り得る限りでは、既に20年近くにわたってこの問題は一向に進展しておらず、特に利用者の中でも足の不自由な方や病弱な方、そして高齢者にとっては、駅に通じるこの歩道橋を日々渡る際の苦痛並びに御労苦を思うとき、もはや看過できない状況になっています。

また一方、限られた時間の中で横断歩道を渡るには大回りしなければならず、こうした手だてもどちらにせよ高齢者等に対しては、配慮に欠けたものであり解決にはほど遠いものでございます。

以上のことから、長年の懸案事項である周辺住民の中河原駅へのアクセスが、人を優先する基本に立ち返り、中河原北歩道橋の撤去等を含め、一刻も早い利用者に優しい環境整備の促進を求め、次の7点についてお尋ねします。

- ① 市内に横断歩道橋は何カ所あり、うち階段数が多い歩道橋及び延長距離が長い歩道橋の上位3カ所はそれぞれどこか。
- ② 市内の歩道橋のうち、利用者数が多い上位3カ所はどこか。
- ③ 市内及び警視庁管内でこれまでに歩道橋を撤去した事例は、それぞれ何カ所か。また、撤去した主な理由は。
- ④ 府中四谷橋とその上流の石田大橋の完成及び下流の是政橋の複線化、そして稲城大橋の無料化により、都道鎌倉街道の交通量は以前に比較し1日当たりどのくらい減少したか。
- ⑤ 横断歩道橋の近接地への横断歩道の設置については、警視庁の所管であり設置は難しいと聞いているが、甲州街道の仙川駅入口前には、信号付きの横断歩道と歩道橋が併設されている。この事例を参考に警視庁と折衝していく考えはないか。
- ⑥ 歩道橋周辺の建築・改築計画等の際、敷地の確保あるいは建物にエレベーターを取り込んだ建築物にするよう要請する考えはないか。
- ⑦ 市として当該地をどう捉え、どのように対応しているのか。また、今後の見通しはどうか。

〔答弁〕 市長・担当部長

4 村崎啓二議員

- 1 より充実した第3次住宅マスタープランの策定を（特に ①具体的施策の数値目標の設定と政策評価の実施 ②住宅セーフティネットの充実について）

第3次府中市住宅マスタープラン（第3次プラン）の策定に向けて、現在、公募市民も含めた検討協議会による協議が進んでいます。1994年に「住みたくなる、住み続けられる都市」を目指して第1次住宅マスタープランが策定され、2004年には「連携と協働が作りだす風格のあるまち府中」とサブタイトルがつけられた第2次住宅マスタープランが策定されました。第1次プランでは、計画の実現に向けて具体的数値を記した住宅供給計画が示され、第2次プランでは、10の柱と61の主施策を明記した住宅政策の基本方針が示されました。府中市の総合的住宅政策

は、第1次、第2次プランを基本に大きく前進したと評価しております。

2006年の住生活基本法の制定により、国の住宅政策の基本理念は大きく転換されました。同法の制定により住宅建設計画法は廃止され、1966年以来、公営住宅等の供給を計画的に進めてきた「住宅建設五箇年計画」は終了し、建設戸数確保の政策から「住宅ストック」、「量から質へ」重視の政策に移行しました。2007年には、住生活基本法を補完するものとして住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）が制定され、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保について配慮を必要な方への公的賃貸住宅の供給が、国・自治体の責務とされました。また、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）には、住宅だけでなく、まちの安心・安全、景観、住宅サポートなど住環境全体に関する内容が盛り込まれるとともに、施策を評価するための具体的な指標と数値目標が示されました。2011年の計画見直しでは指標として、耐震化率、生活支援施設を併設する団地割合、リフォーム実施戸数、最低居住面積水準、高齢者居住住宅のバリアフリー化率など4目標11指標について目標値が示されました。都道府県に対しては、地域の実情に応じた具体的指標と数値目標を含めた住生活基本計画の策定が同法により定められています。

このような中で第3次住宅マスタープランが策定されていますが、より充実したプランが策定されることを望み、プランの位置づけ、具体的指標の設定と進行管理、住宅セーフティネット施策を中心に、以下質問します。

ア 第2次住宅マスタープランの施策の実施状況について

- (1) 第2次プランの成果を基本的にどのように評価しますか。
- (2) 第2次プランの達成率を施策全体、新規施策別に教えてください。
またプランの進行管理、施策評価をどのように行いましたか。
- (3) 未達成の主な施策と未達成の理由、今後の展開についてお尋ねします。

イ 現在策定中の第3次住宅マスタープランについての市の基本的考え

- (1) 第3次プランの策定目的の要点を教えてください。また住生活基本計画、府中市地域住宅計画との関連性についてお尋ねします。
- (2) 計画策定の日程、議会意見の反映の時期、市民意見の反映方法について伺います。
- (3) 計画の実現に向けた具体的指標と数値目標の策定、計画の進行管理・政策評価の実施及び中間での評価の公表についてどのようにお

考えですか。

ウ 第3次プランでの住宅セーフティネット施策の充実について

- (1) 第3次プランでは、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者への公的賃貸住宅の供給を定めた住宅セーフティネット法をどのように位置づけ、施策に反映しますか。
- (2) 空き家を活用した高齢者と子育て世帯等との住みかえ支援事業の導入についての考えをお尋ねします。
- (3) 市営住宅の供給の確保について
 - ① 2004年から10年間を計画期間としてスタートした市営住宅ストック総合活用計画の現状と現在の計画概要について教えてください。
 - ② 現在市営住宅のバリアフリー化率及びエレベーター未設置の団地数・戸数を教えてください。また、①の施策の一つとしてEV設置を含むバリアフリー化を計画的に進めることについていかがお考えですか。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 市民住宅への配慮入居者制度の導入について（市民住宅の入居率向上に向けて）

7月に実施された事務事業点検で、市民住宅運営事業について入居率の低さが指摘されました。市民住宅（特定優良賃貸住宅）の利用の促進に向けて、2005年6月に制定された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」では、3カ月以上の空き家の市民住宅について、特優賃法の入居条件を緩和した「配慮入居者」が入居できる制度が創設されました。多くの自治体では、入居率の向上と子育て世帯等への支援策として、配慮入居者に関する取り扱い要領を地域の実情に合わせ作成し、配慮入居者制度を積極的に活用しています。市民が一層利用しやすい市民住宅となることを求め、配慮入居者制度の導入を中心に、以下質問します。

ア 府中市市民住宅（特定優良賃貸住宅）について

- (1) 市民住宅制度の概要及び住宅数を教えてください。
- (2) 利用者の標準的な広さ及び家賃負担額をお尋ねします。
- (3) 市の年間借り上げ金額は幾らですか。

イ 市民住宅の入居状況について

- (1) 空き室数（過去5年間各年度末の戸数及び合計数）を伺います。

- (2) 認定事業者（家主）に支出した借り上げ費の中で、空き室分に支払った借り上げ費（５年間各年分及び累計額）は幾らですか。

ウ 入居率向上に向けて、これまでどのように取り組みましたか。

エ 配慮入居者制度について

- (1) 都民住宅での配慮入居者の入居要件は何ですか。府中市で、市民住宅の配慮入居者について独自の要件を策定することはできますか。
- (2) 他の自治体の配慮入居者制度の実施状況と各入居要件についてお尋ねします。また都民住宅の配慮入居者の入居状況について教えてください。
- (3) 府中市が、配慮入居者の入居を募集していない理由について伺います。

オ 今後の市民住宅の入居率向上に向けての取り組みについて

- (1) 配慮入居者制度の導入についてどのようにお考えですか。
- (2) 入居率向上について、配慮入居者以外の方策についてお尋ねします。

〔答弁〕 市長・担当部長

5 山上 稔議員

1 障害者差別解消法で変わる（その１）

2006年の第61回国連総会で採択された「障害者権利条約」ですが、今年の６月現在、世界では、132カ国が批准しているにも関わらず、日本は署名をしているものの批准をしていません。批准するためには国内法の整備が必要となるため、今年の６月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立されました。

施行は３年後ですが、府中市においても対応が迫られると考えますので、現時点での課題や対応について、以下質問いたします。

- (1) どのような経緯、考えからこの法律が公布されましたか。法律の基本的位置づけ、基本方針についても教えてください。
- (2) この法律において「差別」をどのように定義していますか。また、「合理的配慮」という考え方について説明してください。
- (3) この法律が施行されると府中市でも対応が必要となりますが、どのような影響があると考えていますか。現時点でわかる範囲でお答えください。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 在宅復帰を目指して

一昨年の第3回定例会の一般質問において「高齢者が、地域の中で暮らし続けるために」をテーマで、高齢者の住まいについて取り上げました。その際、今後の高齢者のみ世帯や単身高齢者世帯の増加に伴い、住まいのバリアフリー化が急務であり、その一方、老人保健施設に入所されている方の4割近くが、特別養護老人ホームへの入所待機者であるということもわかりました。老人保健施設が、病院から老人保健施設を経て自宅に帰るという中間施設としての本来の機能を果たせていないようです。

高齢者が地域の中で暮らし続けるためには、ハード面だけではなく、老人保健施設を含む地域におけるリハビリも重要であることから、今回は、在宅復帰の現状と課題、地域のリハビリの現状について、以下質問いたします。

- (1) 老人保健施設の役割と府中市内の現状分析、評価についてお聞かせください。
- (2) 在宅復帰強化型の老人保健施設について説明してください。また、在宅復帰率について、市内の施設の状況と全国平均を教えてください。
- (3) 在宅復帰率について、市内施設の課題と府中市の見解について教えてください。

〔答弁〕 市長・担当部長

3 エリア・マネジメントのすすめ

府中駅南口第一地区の再開発も、いよいよ準備を終え本格始動も間近となりました。また、来年度からは、けやき並木周辺のエリアにおいて包括管理委託が導入されます。

最近では、既存ストックを積極的に活用し、地域全体の魅力を高めることを目的にした「エリア・マネジメント」という維持管理、運営の手法が各地で見られるようになりました。けやき並木周辺のエリアにおいて、この維持管理にとどまらないエリア・マネジメントの可能性について、以下質問いたします。

- (1) けやき並木周辺のエリアに包括管理委託を導入するに至った経緯と導入による削減効果、メリット、デメリットについて教えてください。
- (2) エリア・マネジメントとはどのような手法ですか。包括管理委託との相違点もあわせて教えてください。また、具体的な事例を挙げてください。

- (3) エリア・マネジメントについて、府中市の見解をお聞かせください。
また、市内で可能性のある地域とその理由についても教えてください。

〔答弁〕 市長・担当部長

6 手塚歳久議員

1 市民墓地整備事業について

- ア 稲城・府中墓苑組合で進めている市民墓地整備事業の概要と進捗状況について伺います。
- イ 総事業費の見込みと、稲城市との負担割合、及び財源内訳を教えてください。
- ウ 残っている課題はありますか。対策を含めて伺います。
- エ 今後のスケジュールを教えてください。
- オ 市民への供給方法、時期、供給予定価格について伺います。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 土曜登校日の統一化について

- ア 小・中学校において、授業や学校行事等で児童・生徒が土曜日に登校する日（以後、土曜登校日）がふえているように感じていますが、年間の土曜登校日数の推移を教えてください。学校により差がありますか。
- イ 土曜登校日の内訳、増減の主な理由は何ですか。また、日曜日や祝日に登校する場合もありますか。
- ウ どの土曜日を登校日にするのは、いつごろ誰がどのように決めていますか。
- エ 土曜日の授業をふやす動きがあるようですが、東京都教育委員会、府中市教育委員会のこれからの方針、考え方を伺います。
- オ 学校によって土曜登校日がまちまちなのは、部活やスポーツ活動、文化活動、あるいは地域行事などの関係で不都合が多いとの声がありますが、どのように把握していますか。
- カ 極力土曜登校日を統一化する、あるいは週別などで全学校統一して休みにするなど、教育委員会で方針を決めていただくようお願いします。いかがですか。

〔答弁〕 教育長・担当部長

3 西府駅北口オーケーストア出店について

ア 前回の一般質問において、西府駅北口のオーケーストアについては、平成25年12月完成予定との御答弁でしたが、どのような見込みですか。

イ 当初予定の工事着手時期を大分過ぎているようですが、いまだ動きがなさそうです。いつごろ工事に着手して、完成、オープンはどのくらい遅れそうですか。また、地元説明会等はどうなっていますか。

ウ 当初の予定に対して計画変更はありますか。あれば変更後の建設概要について伺います。

エ オーケーストア出店により、地元の雇用促進など、どのくらい期待できますか。また、西府駅周辺の活性化、まちづくり推進など、どのような効果が期待できますか。

オ バス路線変更による西府駅経由のバス路線の見込みについてはいかがですか。

〔答弁〕 市長・担当部長

7 臼井克寿議員

1 環境配慮型設備（ドライミストとハイブリッド型街路灯）の設置について

我々を取り巻く地球環境は日々変化し、これらの変化に対して適宜対応した社会を築いていくことは行政や議会の使命でもあります。例えば地球温暖化、福島原発の事故を契機とするエネルギーと放射能汚染の問題、国境を越える被害も想定される大気汚染問題、安定した水資源の確保、我々が日々排出するごみ問題等々、少し考えるだけでも枚挙にいとまがないほど現代社会においては環境にかかわる諸問題が多く存在しております。これらは単に日本に限ったことだけではなく、世界各国で共通して抱えている問題であるとも言えますが、環境に配慮した社会の構築は先進国である日本として率先して取り組まなければならない課題であるとも言えます。今回は国や周辺諸国、全世界を巻き込んで対応すべき壮大な提案ではなく、市規模つまり単一自治体でも短期間で設置可能で地域社会において大きく貢献することができる環境配慮型設備の設置について、府中市の取り組みなどをお尋ねいたします。さらには種々さまざまな環境配慮型設備のうち、ドライミストとハイブリッド型街路灯の2種類を取り上げさせていただきたいと思います。

まずドライミストについてです。今夏は「猛暑」や「熱帯夜」という

言葉を連日見聞きし、とても暑い日が多くありました。これは単に今年に限ったことではなく、地球環境の変化による気温上昇は例年大きな社会問題の一つともなっております。時には熱中症を引き起こすこともあり、お年寄りや乳幼児においては一層暑さに対する注意も必要となり、対応を誤ると命を落とす方も少なくありません。既に他の区市町村においては、多くの公共施設や商店街などで多数導入されており、暑さ対策の一つとして十分な実績と効果を残しているドライミストですが、府中市においては十分に普及しているようには思えません。そこで市内の遊歩道、商店街、けやき並木、府中駅周辺や建設が予定されている府中駅南口再開発ビル周辺など、多くの市民が日中外で活動する箇所にドライミストを設置することは市民にとって大変有意義なことであると考えられます。

次にハイブリッド型街路灯についてです。街路灯は街を夜間照らし、市民の安全安心な生活に一役買っているわけであり、御存じのとおり多くの街路灯が夜通し絶え間なく目的箇所を照らし続けております。市民の安全安心を考えた上では、夜通し照射し続けることは必要ではありますが、近年のエネルギー問題、環境問題等を考えますと街路灯の供給電源を太陽光や風力など再生可能エネルギーに求めることは至極当たり前のことでもあります。また再生可能エネルギーを電源とすることにより、万一の大災害により電力供給が分断されるような有事の際でも街を照らすことができるという利点もあります。

以上のような考えのもと、府中市においても積極的に環境配慮型設備を導入していただきたく幾つか質問いたします。

- (1) 環境配慮型設備の導入について府中市の考え方を教えてください。
 - ① 環境配慮型設備全般について
 - ② ドライミストについて
 - ③ ハイブリッド型街路灯について
- (2) 環境配慮型設備の府中市における導入実績について教えてください。
 - ① ドライミストについて
 - ② ハイブリッド型街路灯について
 - ③ その他
- (3) 環境配慮型設備（ドライミストとハイブリッド型街路灯）の導入に際して、国や東京都の補助金等の状況を教えてください。

〔答弁〕 市長・担当部長

8 村木 茂議員

1 インフラマネジメント計画について

昨年の笹子トンネル崩落事故の影響で公共施設に関する維持管理、修繕等の見直し検討が全国各自治体で行われ話題となっております。歳入が伸びない現状と国からの補助金等削減の中で、これからのインフラ整備のあり方について市の具体的な方策、施策を質問します。

- (1) インフラマネジメント計画発表後、全国の自治体からどのような問い合わせ及び視察がありましたか。
- (2) 昭和30年代40年代高度経済成長時代を背景に工事が推進されましたが、当時の公園数、道路の延長数を教えてください。
- (3) インフラ計画と公共施設マネジメント計画の整合性について、インフラ整備は限られた予算の中推進されるというが、同時に、公共施設整備計画、予算に対する考え方を知りたい。

〔答弁〕 市長・担当部長

9 桑島耕太郎議員

1 「介護ロボットの積極的な導入」について

質問に入る前に、私がこの質問を決めた理由や、社会的背景について、少し述べさせていただきます。

家長を中心とする家族の中で、昔は、高齢者をいたわり、助ける家族の「扶助役割」がありました。時代は流れ、戦後の高度成長時代を支えるためにデザインされた核家族制ですが、経済成長が終わったにもかかわらず、さらに進展することで、高齢者のひとり暮らしがふえてきました。

その中で2月9日、夫婦仲のよかった96歳の夫が、介護に疲れて91歳の妻と心中しようとして殺害した事件がありました。同じような老老介護の悲惨な現状は、ここ最近、頻繁に報道されます。

この老夫婦には、同じ市内に住む子も含め3人の子どもがいたのですが、家族の中でお年寄りの世話をする環境が存在しなくなると、さらに将来に向けて、家族制度から核家族化に至ったと同じことが、夫婦間にも及び、「夫婦間の扶養の義務から、夫も妻もそれぞれ個人の解放を求めよう」とする風潮が出てくるのでは、と懸念されます。

介護保険制度は、このような社会変化の中で、高齢化に対処するために、ドイツの介護保険制度をモデルに1997年の国会で制定され、2000年

4月1日から施行されました。

運用が本格化している中、一方で介護費用の抑制も喫緊のテーマであり、本年4月「政府 社会保障制度改革国民会議」は、軽度の高齢者は保険給付から市町村事業に移行させ、ボランティアやNPOの活用で柔軟・効率的に実施すべき」と提言。これを受けて、「要支援1、2」の認定者へのサービスを、将来は介護保険制度から切り離す方向で見直す方針を固めるなどの動きが出てきました。

皆様御存じのとおり、制度スタートの当初から過酷な介護現場の環境は変わりません。

- ① 仕事量が多い割に賃金が少ない。その状況で課せられた責任への重圧と人間関係・待遇が退職の原因になる。
- ② 同僚との不仲、介護のストレスでの疲れや将来への不安から、利用者へのいじめや虐待につながるケースがある。
- ③ 一部の業者だけがもうかり、末端の施設従事者やヘルパーさんとの落差が大きい。

などの不満が常態化しています。

そのような中、少しずつではありますが、少子高齢化への対応、安全で安心な社会の実現、便利でゆとりある生活を求める今、高度に進化を遂げた「ロボット技術」に、介護業界から多くの期待が寄せられています。

こういった現状を確認した上で、まず、次のことについて1回目でお尋ねします。

- (1) 要介護認定者数の推移と現状、今後の予測について教えてください。
- (2) 介護従事者の人数について、全国、府中市それぞれについてお尋ねします。
- (3) 市当局は、現場から聞こえてくる環境、問題点などを把握していますでしょうか。
- (4) 介護ロボットに関する国などの取り組みについて、把握している範囲で結構ですのでお尋ねいたします。

〔答弁〕 担当部長

2 「落雷事故を防ぐ基礎知識の普及」について

先日8月11日（日曜日）の商工祭りは、例年同様、大層盛大に行われ、思い出に残る立派なイベントとなりました。あわせて、突然の夕立ち、立て続けに襲う稲光（いなびかり）に、皆様驚いたことと思います。

当日は、電力会社や電鉄会社の重要施設が雷の直撃を受けた模様で、踏切が開かなくなったり、架設の電線が切断して発生した停電の影響などで、終日、ダイヤが乱れたのは記憶に新しいところであります。

動画サイトには、小田急電鉄の先頭車両の運転席上部にある「避雷器」付近に落雷し、安全装置が作動して列車がとまる映像が掲載され、その衝撃のすさまじさに震え上がったものです。

気象庁による「雷の定義」は、「雷鳴、電光がある状態、電光のみは含まない」ということですので、遠方で光っているだけの状態は、その地点では、雷発生とは言いません。

雷の発生原理には諸説あり、完全に解明されているとは言えませんが、1978年に「雷の科学」の執筆者・高橋劭（たかはし つとむ）教授が提唱した「アラレと氷晶の接触分離説」が、現在最も有望とされています。

高橋教授の「落雷のメカニズム」は実に簡単で、地表で大気が暖められて上昇気流が発生すると、湿度が高いほど飽和水蒸気量を超えた水滴が次々と発生して雲となります。この水滴が上昇すると、上空の低温によって氷の粒となります。

さらに上昇を続けて、大きな粒のあられとなる訳ですが、互いに激しくぶつかり合うことで静電気を発生します。そして重いあられは「負の電荷」を帯びて雲の下に、砕けた氷の粒は「正の電荷」を帯びて雲の上にそれぞれ蓄積されます。

蓄積が進行して、空気の絶縁（300万ボルト毎メートル）を超えた瞬間、電子や二次電子が誘発されて爆発的に飛び交い、雲の中での稲妻として認識されます。

雲の下層に蓄積されるあられは「負の電荷」ですから、静電誘導により、地表は「正の電荷」となり、雲の中と同様に、空気の絶縁を超えた瞬間に、一気に落雷となります。

一回の落雷のエネルギー量は、電力換算で900ギガワット、100ワットの電球で90億個分相当ですので、これを、うまく蓄えることができれば、家庭用のエアコンを24時間10日間連続運転できると言われています。

それほどすさまじいエネルギーを持ちますから、直撃の場合、人命や施設に甚大なる被害をもたらすことを、今改めて、しっかりと認識すべきだと思います。

ちなみに、ゴロゴロという雷鳴は、雷が地面に落下したときの音ではなく、放電現象が発生したときに生じる音です。主放電が始まって1マイクロ秒後には、放電路に当たる大気の温度は局所的に2～3万度とい

う高温に達するので、周囲の空気が急激に膨張し音速マッハを超えたとき、衝撃音となります。

一方で、予報の分野では、気象庁に、ライデン（RIDEN：Rlightning DEtection Network System）と呼ばれるシステムがあり、雷が放射する電波を受信して、位置や発生時刻を解析し、航空各社などに情報を提供しています。さらに、雷ナウキャストでは、1キロメートル格子単位で激しさや可能性を解析します。

身を守る側での対策としては、建物などに設置される避雷針の基礎は、米国のベンジャミン・フランクリンの発明ですが、最近の最先端の避雷針には、「雷ストリーマ」を大気中に放出し、高度な技術で積極的に雷を呼び寄せるものもあります。

以上、雷被害の現状と発生メカニズムを示した上で、子どもたちに対する落雷から逃げる知識の啓発が重要と考え、質問いたします。

- (1) 学校の避雷針の設置基準について、国や都からの指針がありましたら教えてください。
- (2) 落雷から逃げる知識について、改めて、教育委員会の認識を教えてください。
- (3) 小・中学校における落雷に関する啓発活動について、状況をお聞かせください。

〔答弁〕 教育長・担当部長

10 備 邦彦議員

1 公共工事入札に市内業者優先はできないか

- ア 市内業者優先入札の地域経済波及について、市の考えはどうか。
- イ 公共工事・入札に市内業者優先をという要望はないか。
- ウ 公共工事の入札の現状はどうなっているのか。
- エ 市内業者優先にするとデメリットはどうか。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 府中市の違反広告物の現状について

- ア 府中市での違反広告物にはどのようなものがあるのか。
- イ 違反広告物はどれくらいあるのか。
- ウ 違反広告物の撤去はどのようにしているのか。
- エ 市以外で撤去にかかわっているところはあるのか。

オ 景観法との関係はどうか。

〔答弁〕 市長・担当部長

11 須山卓知議員

1 子ども緊急避難の家の取り組みに関して

先日行われた府中市事務事業点検において、「青少年健全育成事業」が点検事業として挙げられました。その中に、事務事業点検の議論ではあまり取り上げられませんでした。が、「府中市子ども緊急避難の家」の記載がありました。

子どもたちが安全の中で安心して生活をするために地域の人が見守り、時に手助けをする、そういったことが日常的に行われていくことは大変重要なことだと思います。

市長の施政方針の中でも取り上げられており、地域の人たちが子どもたちを見守り、安全・安心を進めることは「市民との協働」としても非常に大切ですし、これを一層進めていただきたく、また可能性を探りたいと思い、以下質問をさせていただきます。

- ① 「子ども緊急避難の家」の概要は。どのように募っているか。
- ② 平成25年度の登録件数と過去5年の推移は。
- ③ 近隣他市の状況は。また、それに関する評価は。
- ④ 事業の効果はどのように評価しているか。また、市内で子どもたちが狙われた犯罪の過去5年間の推移は。

〔答弁〕 市長・担当部長

12 目黒重夫議員

1 基金計画見直しと「財源不足」について

2014年度以降の基金計画見直しが迫っている。既に新総合計画の中で一定の考え方は示されているが、殊さら「財源不足」、「基金枯渇」の強調には、違和感を持つ。府中市財政は多摩地域トップクラスと言われてきた。その根幹であった基金は今後どうあるべきか質問する。また、この数年、事あるごとに「財源不足」が持ち出されるが財源不足は新しい問題ではない。なぜ今、強調するのか質問したい。

(1) 市民1人当たりの基金残高（普通会計）

- ① 26市平均

② 多摩類似団体平均

③ 上位3市と、金額の10年間の最高と現在

(2) 多摩地域での基金の状況について市の見解

(3) 今回の基金計画見直しの基本的考え。特に利子運用基金、取り崩し基金、財政調整基金についての考え

(4) 「基金枯渇」とは何を指しているのか。

(5) 2003年度～2007年度にも基金による財源補填策がとられた。それに比して今なぜ、財源不足を強調するのか。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 学校経営支援事業導入で今後の学校図書館のあり方を問う

学校図書館活性化の要として配置されてきた指導補助員制度は、今年度学校経営支援事業導入により変質を余儀なくされた。

学校図書館への人の配置・拡充は着実に進んできた途上でもあった。それだけに予算削減の中とはいえ、今後の学校図書館はどこに向かうのか危惧される。

学校経営支援事業導入後の学校図書館の現状、今後の方向性を問う。

(1) 支援事業導入後の時間数の変化、全体状況と大幅（20%以上増減）変更の学校と時間数

(2) 大幅増減の学校は何がどう変わったか。

(3) 2010年第4回定例会一般質問での指導補助員配置の評価について、その評価に変わりはないか。大幅に削減された学校でその評価を維持できるか。

(4) 学校図書館活用推進委員会の活動成果と現在の活動はどうなっているか。

〔答弁〕 教育長・担当部長

13 遠田宗雄議員

1 「健康マイレージ」の導入による、「地域も自分も元気になるまち・ふちゅう」を目指して

9月28日にはスポーツ祭東京2013・国民体育大会が開会式を迎えます。スポーツを通じて多くの皆さんがこの府中市を訪れ、府中市民はおもてなしの心で全国からのアスリートや大会関係者をお迎えすることになります。

そして国体という大きなイベントを通じてスポーツタウン府中をアピールでき、府中というまちとスポーツへの関心が一段と高まることも期待されていると思います。

さらに10月12日からの全国障害者スポーツ大会を通じながら、障がいに対する理解と障がいのある方の社会参加の推進に寄与することはもちろんですが、改めて「健康」ということをどう捉えていくかを考えるいい機会になるのではないかと思います。

スポーツ活動への参加や、健康診断の受診などでポイントをためると特典を利用することができる「健康マイレージ」の取り組みを御存じでしょうか。

自治体によりさまざまな取り組み方がありますが、おおむね市民の健康診断の受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策です。

国民健康保険における特定健康診査の実施率向上や市民の健康づくりの促進に効果があると期待されているようです。

私は、第2回定例会で「コミュニティービジネスを活用し、地域も自分も元気になるまち、ふちゅう」を、との思いで一般質問いたしました。

今回は、健康増進法に基づいて「健康ふちゅう21」を進めてきた府中市のさらなる保健計画充実に向けて、「健康マイレージ」事業の導入を求めて、以下質問いたします。

ア 国民健康保険における特定健康診査の実施率向上の取り組みとして府中市の計画、そして現状の課題は何ですか。

イ 「元気いっぱいサポーター」は「健康ふちゅう21」の中でどのようにかかわり、どのような成果がありますか。

ウ 「健康マイレージ」について、市はどのように認識されていますか。

エ 「健康マイレージ」事業を既に導入している自治体や成果についての調査や、市で導入を検討したことはありますか。

オ 「健康」のための「食」についてのかかわりについて、力を入れて取り組んできたイベント等がありますか。

〔答弁〕 市長・担当部長

14 福田千夏議員

1 学校や保育園における食物アレルギー対策について

今、日本のアレルギー疾患は国民の約2人に1人が罹患していると推定され、アレルギー対応は学校や企業を問わず社会の中で欠かせなくなっています。

国民生活センターに寄せられたアレルギーの相談事例は2010年には962件でしたが2011年には4,517件と急増。寄せられた相談には食事以外での発症も多く対応の難しさを増しています。

そして昨年12月に、調布市の小学校で給食による食物アレルギーに伴う急性症状、アナフィラキシーショックで児童が亡くなるという痛ましい事故が発生し、大きな社会問題となりました。

この事故ではアレルギー原因食材のチェック体制や緊急時の対応のあり方などが課題として指摘をされています。

2007年に日本学校保健会アレルギー疾患に関する調査研究委員会が発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」によると、食物アレルギーを持つ児童数は32万9,423名に上り、学校のアレルギー対策は急務ですが、もともと食物アレルギーを診断されていなかった児童が突然発症したり、アレルギー原因物質が特定されないままいたりするケースもあるといい、予測のつかないことも多く、学校での対策の難しさを物語っています。

そうした中で2008年には「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が文科省の監修によりつくられました。ガイドラインには、学校と保護者がコミュニケーションをとる「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を活用し個々の児童・生徒の症状を把握し、学校給食の対応やアナフィラキシーを発症した場合の緊急時の対応など学校がきめ細かな配慮を行うための方針が示されています。

しかし、今回の調布での事故は、このようなガイドラインがあったにもかかわらず起きてしまいました。今一度、現場でのこのガイドラインが十分に浸透し活用されているのか、ミスの起きない仕組みづくりが不可欠だと考えます。

府中市では平成18年に学校給食食物アレルギー対応実施要綱を施行し、人的配置体制も物理的環境整備にもきめ細かく対応していただいていること、また今回の調布市の事故を受けて小児科医でもある崎山教育委員長が講師となっただき、学校関係者や職員に対しアナフィラキシーショックへの対処法・エピペンの研修をしていただいたスピーディーな

対応、周知徹底に感謝申し上げます。

しかし、このように心を砕いて対応していただけていますが、食物アレルギーによって生命の危険性が起こり得る事態が現実にあると捉えて対策を講じるべきではないかと考えます。

そこで以下質問をいたします。

ア 今回の調布市の事故についてどのように認識されていますか。

イ アナフィラキシーを起こす可能性が高くエピペンを処方されている児童・生徒は何人ですか。

ウ エピペンの管理状況は基本児童・生徒が携帯するものと思いますが、学校側が保管場所を把握する危機管理上、必要と考えますが、見解を伺います。

平成21年に日本保育園保健協議会が行った保育所における食物アレルギーに関する調査によると保育所に通う子どもの食物アレルギーは4.9%と高率で3歳以下で小学生の2倍、1歳では3倍以上に上るそうです。

そこで質問いたします。

エ 保育園は学校とは違った特徴があると思われませんが、保育園のアレルギー疾患のある園児に対してどのようなガイドラインで給食やおやつを提供がされているかをお聞きします。

オ その他の民間保育園や幼稚園等、乳幼児への給食提供はどのようなルールで提供されていますか。

〔答弁〕 教育長・担当部長

15 吉村文明議員

1 より自然と共存できる安全な水路環境を求めて

府中市の南側では、かつては府中用水を中心に多くの川や水路が流れ、府中崖線下の農業用水や生活用水として周辺市民の生活になくてはならないものとして、古くから親しまれてきました。近年、人口増加に伴い都市化が進む中、住宅や道路が建設されそのため、多くの用水路が、暗渠化されました。かつて親しまれた水の流れは見えなくなり、その暗渠の上部は遊歩道や生活道路、緑地等に姿を変えています。

その中で府中市では、府中市環境基本計画で重点施策として水と緑のネットワークを推進し、環境保全や環境と調和したまちづくりに積極的に取り組まれています。その一環として、緑道協の用水路の開渠部分は

緑道とともに親水路としての整備や通年通水の実施等が行われています。しかし、かつての水路で見られた、魚や水鳥、水生動植物等の数は、大きく減少しています。また、現在の市南西部の市境付近には、幾つかの小さな開渠の用水が見受けられます。道路脇や住宅付近にあるところが幾つか見られます。最近頻繁に発生しているゲリラ豪雨により急に水量が増すことが考えられます。転落防止等の安全対策が急務だと思います。より自然と共存できる安全な水路環境を求めて、以下質問します。

ア 府中市環境基本計画の進捗状況と今後の用水路の課題についてのお考えを伺います。

イ 新田川蚩養殖場、市川緑道脇用水路の蚩について、ここ数年の飼育状況について伺います。

ウ 市内用水路の現状について、それぞれの距離、暗渠数、通年通水の箇所数について伺います。

エ 用水路等で市が把握している改善が必要な箇所及び市民からの要望はどのようなものがあるか伺います。

〔答弁〕 市長・担当部長

16 西村 陸議員

1 さらにるごみ減量を推進するために

今年度初頭から、府中市広報、市のごみ情報誌、新聞等において、市のごみ減量の横ばい、また分別についての記事を目にする機会がふえました。平成22年2月のごみ改革から3年半が経過し、府中市環境基本計画に掲げられている「10年間でごみ50%削減」の目標到達点でもある最終年度を迎えるに当たり、今一重市民のごみ減量に対する再認識を促すと同時に、新たな課題の共有と改善への姿勢が伺えます。

議会でもこれまでさまざまな形で継続して取り組んできたテーマですが、ごみを取り巻く状況は常に変化し、日々改善が要求される生きたテーマでもあります。

今回は最新の状況と取り組みについて再確認するとともに、また別の視点から大きく3つのテーマに絞って、以下質問をいたします。

・ ごみ減量全体について

ア 平成22年2月のごみ改革から3年半にわたるごみ減量への取り組みを踏まえ、現在の市の優先課題は。

イ 今年度後半～来年度以降のごみ減量への取り組み・見通しは。

(1) 「府中市家庭廃棄物指定収集袋」について

ウ 3種類（グリーン・オレンジ・ピンク）の袋の購入の推移は。

エ 異物混入が課題となっている「容器包装プラスチック」収集の現状は。

オ 袋のサイズ・素材・ミシン目やばら売りなどの使い勝手、ごみカレンダーの仕様に関する市の評価は。

(2) 「生ごみ処理機」購入費助成について

カ 平成22年度以降の補助件数・金額と、保有世帯数・台数・普及率は。

キ 平成22年度に実施したアンケートからどのように改善につながっているか。さらに対象市民からの継続的な意見やデータ収集などしているか。

ク 補助金導入時期からの市場変化に伴う購入機材の価格分布はどのようなになっているか。

(3) ペットボトルのリサイクルについて

ケ ペットボトルの排出量だけが突出して増加しているのはどのような理由か。

コ ペットボトルのキャップ回収は社協で行っているが、その活動内容と成果は。

〔答弁〕 市長・担当部長

17 西宮幸一議員

1 子どもの貧困・社会的排除問題に対する今後の取り組み方について

経済環境や家庭環境といった要因で子どもが教育を受ける機会を失うと、貧困が次世代につながる「貧困の連鎖」の要因となるばかりでなく、就労・居住・社会サービスなどへのアクセスを阻まれ、孤立化させられていく「社会的排除」にもつながりかねない。

子どもたちの明日の可能性を奪わぬよう、こうした問題に自治体や地域社会が意欲的に取り組むことが、求められている。

その点、府中市では、経済面や家庭環境などにおいて不安定な状況に置かれた子どもや若者に対する支援を、従来以上に積極的に進めようとしている。このことは、村崎啓二議員が「貧困の連鎖」問題を取り上げた平成24年第1回・第4回定例会一般質問に対する答弁などからも、うかがえる。

加えて、本年6月19日の参議院本会議において、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境づくりと教育の機会均等を図る目的を持つ「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、全会一致により可決・成立している。

子どもの貧困・社会的排除問題への府中市の取り組みが、一過性のものととどまらず、持続的に、粘り強く展開されることを願い、以下質問する。

(1) 子どもの貧困・社会的排除問題への市の取り組みについて

- ① 子どもの貧困・社会的排除をめぐる諸課題のうち、府中市の現状から特に懸念していることは何か。市がそれについて把握している、実態・動向等もあわせ、お答え願いたい。
- ② 現在進めている主な取り組みは、どのようなものか。このうち、民間団体や市民との連携・協働のもとに進めているものは何か。
- ③ 今年度までの3年間の事務事業点検において、子どもの貧困・社会的排除問題への対応として、特に評価の高かった施策と、大きな改善を求められた施策があれば、それぞれどんなものだったか、お示し願いたい。

(2) 今般制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に対する市の見解はどのようなものか。また今後は、子どもの貧困対策に対し、法律に示された地方公共団体の役割を踏まえ、どんな方針を持って臨む考えか。

〔答弁〕 市長・担当部長

2 ESD（持続発展教育）の理念・手法を生かした教育活動の推進について — 「関わり」、「つながり」を尊重できる子どもを育むために一人々が将来にわたって安心できる社会をつくるには、環境・経済・社会のバランスを保っていく「持続可能な開発」が必要となっている。

そこで国連は、2005年～2014年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることを決議している。

これを受けて、我が国では、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育活動である「ESD（持続発展教育）」を推進するため、内閣官房に関係省庁の連絡会議が設置されている。また2006年には、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」が、連絡会議により策定された。

現在は、この実施計画に基づき、ユネスコ（国際連合教育科学文化機

関)の理想実現に向けて平和や国際連携を実践する「ユネスコスクール」加盟の学校を主な推進拠点とする形で、E S Dが各地で取られるようになっていく。「日本ユネスコ国内委員会」がまとめた数値によれば、2012年8月時点の実践校数は全国で小学校223校・中学校111校に達しており、都内でも、域内の20以上の小・中学校が「ユネスコスクール」に加盟する多摩市を初め、江東区・新宿区・調布市などに実践校がある。

E S Dは、環境や平和などに関する知識習得に偏ったものではない。未来を築くための問題解決力を育むよう、体験型の活動、地域や身近な課題の探求、多様な立場・世代との学び合いなどを取り入れ、他者・社会・自然環境などとの「関わり」、「つながり」を尊重できる子どもたちとしていくことを重視した活動である。

こうしたE S Dの特徴は、環境学習、国際理解学習、防災学習、地域文化を知るための学習、さらに平成26年度に全校実施予定となっている「府中版コミュニティ・スクール」などの展開によって、高い有用性を持つと言えるのではないか。

来年度に一つの区切りを迎えるE S Dではあるが、その理念・手法を生かした教育活動が、今後推進されることを求めて、以下質問する。

- (1) 「府中市学校教育プラン21」や教育委員会の基本方針では、他者・社会・自然環境などとの「関わり」、「つながり」を尊重できる子どもたちを育むことに関連して、こういった目標・考え方を掲げているか。
- (2) E S Dの意義と重要性、現在の動向に対する市の認識や評価はどういったものか。
- (3) E S Dで重視される参加・体験型の学習活動は、府中市でも既に実践されている。そこで、以下について、参加・体験型による学習活動の現状と課題をお聞きする。
 - ・地域の資源や課題を題材にした環境学習
 - ・国際理解学習
 - ・防災学習
 - ・職場体験学習

〔答弁〕 市長・教育長・担当部長

18 田村智恵美議員

1 子どもの人権を守るために、婚姻歴のないひとり親家庭への不平等をなくすことを求める

「子どもの貧困」を考えるとき、背景には、経済情勢の悪化や格差の拡大、そして社会福祉・教育など公共政策の後退も連動していると言われています。経済的に困難な状況で子ども時代を過ごすことは、成長や発達にも大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選びとることができなくなるおそれがあります。

厚労省の国民生活基礎調査では、日本の子どもの貧困の割合も年々ふえ、2009年には15.7%になり、6人に1人の子どもたちが貧困状態にあるとのことでした。

家族構成別にみると「両親と子のみ世帯」の子どもの貧困率は11%で、父子世帯も19%であるにもかかわらず、「母子世帯」の子どもの貧困率は66%と突出しています。

また就労においても、ひとり親世帯の就業状況は、「正規の職員・従業員」の割合が減少し、平均年間就労収入は、母子世帯で181万円、父子世帯で360万円になっており、特に母子世帯の中でも、婚姻歴のない未婚世帯の平均年間収入が160万円と、死別や離婚の世帯より低い状態におかれていることも厚労省の調査で明らかになっています。

親ひとりで子どもを育てることは大変なことだとして、ひとり親の税金を減らして子育てを支援する優遇措置に寡婦（夫）控除の制度があります。しかし、現在の寡婦控除制度では、寡婦となる対象の人は、結婚した相手と、死別したか離婚した人に限られてきました。ひとり親家庭という同じ状況でありながら、一度も籍を入れたことがない婚姻歴のない親は、この税制度の支援の枠の外に置き去りにされてきました。

この寡婦控除制度の問題は社会的にも指摘されてきており、今年の1月に婚姻歴のない母たちから人権救済の申し立てを受けた日本弁護士連合会は、このような状況は、婚外子への差別であり、法の下での平等を保障した憲法14条に違反しているとし、寡婦控除を「みなし適用」するよう総務大臣等に要望書を出しています。

また、最近の朝日新聞の社説にも「結婚で線引きするな」というタイトルで取り上げられ、「税の控除制度を改め幅広く子育てを支える態勢を強化すべき」と論評されています。

少子化の時代の今、子育ては社会全体で育むべき仕事として、どんな事情であれ、ひとりで子育てに臨む世帯に対する不平等な制度は、自治

体から是正していくことが重要であると考え、以下質問します。

- (1) 婚姻歴のないひとり親家庭は、寡婦（夫）控除は現在適用されません。このような状態で扶養される子どもに対して、経済的な不利益をもたらす実態がありますが、市はこのことについて検討したことがありますか。
- (2) 市内のひとり親家庭のうち、18歳未満の子どものいる世帯は何世帯ですか。そのうち婚姻歴のない母子世帯はどのくらいいますか。また、府中市における母子家庭の平均的年収を教えてください。
- (3) 例えば、市営住宅で、2歳の子と暮らす、年収200万円の婚姻歴のない母子家庭の場合は、所得税、住民税、保育料、住宅家賃で、婚姻歴のある場合と年間どれくらいの負担の差がありますか。
- (4) 現在の寡婦控除制度では、寡婦（夫）控除の適用のあるなしで、保育料など負担額に差が出るものがありますが、他にどのようなものがありますか。一方、国が寡婦（夫）控除の適用を見直した制度もあります。ひとり親にかかわる制度で、寡婦（夫）控除を適用していないものを挙げてください。また、市独自に「みなし適用」を検討できる施策があれば教えてください。

〔答弁〕 市長・担当部長

19 前田弘子議員

- 1 障がい者が地域で生きるための「ケアプラン」作成支援を市に求める ―「改正」障害者自立支援法の「計画相談事業」について―

2006年から施行された「障害者自立支援法」によって、障がい者の介助は、「契約」に応じた「応益負担」が原則となり、障がい者は「サービス利用」対象者と位置づけられました。このことには一貫した反対の声が上がっており、2009年に民主党は法律の「廃止」を約束して政権につきました。

しかしこれにかわる法律の策定のために、障がい当事者は一堂に話し合いを重ね2011年8月に「骨格提言」をまとめたものの、「提言」がまとまる前の2010年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「つなぎ法」が公布されるなどの政治的な経過がありました。そのため、障害者自立支援法にかわる法律として2013年4月から施行された「障害者総合

支援法」には「骨格提言」が生かされず、「障害者自立支援法」の仕組みが生きていることが問題となっています。

今回は、「つなぎ法」で示され、「障害者総合支援法」でも引き継がれている「計画相談支援、障害児相談支援」の対象拡大という方針にかかわる課題などについて取り上げ質問します。

障がい者が、地域で介助を受けながら自立生活をするなどでサービスを受けたいときは、これまでは市とサービスの支給量を調整した後、事業所と契約を結んでいましたが、この「つなぎ法」により、市からサービスの支給決定を受ける前に、市に対して「サービス等利用計画」の提出が必要とされ、しかも2015年3月までには全てのサービス利用者を対象にサービス利用計画を作成するという方針が示されました。

また、「つなぎ法」で、市から新たに「指定特定相談支援事業者」の指定を受けた特定の事業所の「相談支援専門員」の資格を得た人が、対象者の「サービス等利用計画」作成を担い、その後の定期的なモニタリングも行うことになりました。

国はこの方針について「障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため対象者を大幅に拡大」したという趣旨を述べていますが、さまざまな理由からこの施策の実現可能性は、近隣自治体でも危ぶまれている状況と聞きます。

また、「障害者総合支援法」において、生活のあり方を大きく規定するサービスの支給量決定のための「障害支援区分」の認定や支給決定のあり方は今後の「検討課題」とされて、いまだ基準が示されていません。今、府中市は、柔軟に一人一人の暮らしぶりを反映させた支給量決定をしていると思いますが、今後の方針には不安を感じています。

相談支援事業の進捗状況、実現可能性、今後の方針と、障がい者施策の理念などについて、以下質問します。

- (1) 「障害者総合支援法」の正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障害者自立支援法と「目的」の文言が変わり、基本理念が加わりました。その違いをどのように受けとめますか。
- (2) 障がいの重さや種別にかかわらず、地域で自立した生活をするために、市はどのような支援をしてきましたか。
- (3) 市で把握している「障がい者」の人数、障がい者サービスを受けている人数、「つなぎ法」に基づいて「サービス等利用計画」を作成し

た人数を教えてください。

- (4) 現在の市内の「指定特定相談支援事業者」の数、「相談支援専門員」の数を教えてください。
- (5) 「つなぎ法」で定める、2015年3月までに全てのサービス利用者を対象とした「サービス等利用計画」作成は、現状で可能と言えますか。現在、作成についてはどのような方針を立てていますか。近隣他市の状況と比較して府中市はどんな作成状況ですか。
- (6) 今後の「サービス等利用計画」作成の方針について、「指定特定相談支援事業者」とともに検討したことがありますか。
- (7) 「障害者総合支援法」では、常時介助を要する障がい者などに対する支援のあり方や、「障害支援区分」の認定や支給決定のあり方など、根幹にかかわる部分が今後の検討課題となり、基準が示されていません。どのように受けとめていますか。今後の市としての議論はどこでどのように行う方針ですか。

〔答弁〕市長・担当部長

20 浅田多津子議員

1 地域福祉に寄与する市民主体の「地域のサロンづくり」に市のバックアップ体制を求める

超高齢社会が進む中、国では「2025年問題」を背景にさまざまな改革の議論が進んでいます。

現在、府中市の高齢化率は約20%に達し、市民の5人に1人が高齢者となりつつあります。これらの状況下で、府中市では地域包括支援センターに委託し、65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とした地域デイサービス事業を実施し、また高齢者の孤立死の予防対策でもある見守りネットワーク事業では、人と人との関係性が切れてしまいがちな方や個々に対応が求められる方も含め多種多様な連携や対策をとってきました。今後ますますひとり暮らしや高齢者のみの世帯もふえ、人と人のつながりの希薄化が進む一方で、関係機関との連携を進め行政主導型でこれらを推進する施策の展開だけでは今後大変厳しい状況になってくると思われます。地域福祉の向上の観点からも市民同士の地域力アップにつながる施策の展開が必要と考えます。

「府中市地域福祉計画」（2009年度～2014年度）の理念には、全ての市民が人として尊重され、ともに支え合い、ともに助け合いながら安心

して暮らせるまちづくりを進めることとし、今年で5年目になります。市民との協働による地域福祉をより一層推進し、地域のつながりに視点を向け、福祉を進めるさまざまな主体が育つような支援をし、その条件環境づくりを推進することも盛り込まれています。そして今年度から次期「府中市福祉計画」策定に向けての協議や議論が既に始まっています。

市が地域包括支援センターに委託し進めている先に挙げました事業の延長上である地域包括ケアの構築体制とも見える、「地域交流サロン」や「個人宅などでのサロン活動支援」、「縁側サロン」などの活動が見られます。市はこれらをどのように位置づけ、どのような具体的実施計画をもって進めようとしているのか、現在の推進体制や状況、課題について伺い、市民が主体的に地域課題に取り組むことができるようにサロンづくりへの支援と体制の構築について、以下質問をします。

- (1) 今後の府中市の高齢化の特徴と地域福祉の観点から、市として地域住民同士のつながりの現状と課題はどのように捉えていますか。
- (2) 高齢者見守りネットワーク事業の趣旨とその状況、関係機関との連携内容について教えてください。市はこの事業でどのくらいネットワーク化が進んだと捉えていますか。進まないことがあれば教えてください。課題はどのようなことがありますか。
- (3) 地域包括支援センターに委託している「地域デイサービス事業」での利用できる対象者の詳細内容、5年間の経年での会場数、利用者数と決算額、課題は何ですか。
- (4) 地域包括支援センターがかかわっているコミュニティづくりを目指すためのサロンづくりとはどのような内容で、どのくらいありますか。サロンづくりの趣旨と課題はどのようなことがありますか。
- (5) 現在、公共施設以外で、市民や団体が自宅などを開放して主体的に行っている地域サロンの実態については把握していますか。どのような市民や団体がありますか。具体的に教えてください。
- (6) 自宅などを開放して、市民主体の地域のサロンづくりについて、市はどのように考えますか。市としてバックアップできることはどのようなことが考えられますか。

〔答弁〕 市長・担当部長

21 赤野秀二議員

1 保育に関する2つの問題（民営化、待機児童解消）について

府中市は保育所の民営化を一気に進めようとしている。先日の文教委員協議会には「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」が報告された。また「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」も年度内に策定したいとのことだった。市民に不安が多い中、このまま民営化を既定方針として推し進めていいのか。これまでの議論を踏まえて、改めてその是非を問う。

また、待機児童解消について、今後の府中市の取り組みと、安倍内閣が4月に打ち出した「待機児童解消加速化プラン」の内容と市の対応について、以下質問する。

(1) 保育所の民営化の動きについて

- ① 市立保育所は私立保育所に比べて約5,400万円程度、市負担が多い（100名規模の認可保育所）としているが、その根拠を改めて聞く。
- ② 保護者から不安の声が消えない中、なぜ民営化を急ぐのか。
- ③ 子ども・子育て「新制度」に移行する中で、公立保育所の果たす役割はさらに重要になると考えるが、どうか。

(2) 待機児童解消について

- ① 府中市の待機児童数の推移
- ② 府中市での認可保育所の新設数とふえた定員数、募集人数、申込数の推移
- ③ 府中市の待機児童数の計算方法について、待機児童数ゼロとしている横浜市はどのように異なるか。
- ④ 「待機児童解消加速化プラン」はどのようなものか。
- ⑤ 厚労省発表では、府中市は保育所緊急整備事業、国有地、公有地の活用、保育士等处遇改善の事業を行うとされている。それぞれの内容について具体的に聞きたい。

〔答弁〕市長・担当部長

2 都「中等度難聴児発達支援事業」への府中市の対応について

これまで、身体障害者手帳（聴覚障害）交付対象とまでならない、中・軽度の難聴児童やお年寄りの補聴器購入費の助成を求めてきた。東京都は今年度から中等度難聴児発達支援事業を実施とのこと。これを受けて、今年度補正予算も組んで実施に踏み出す自治体もある。市民からも府中市での実施について問い合わせが来ている。そこで、この都事業

の内容と府中市としての対応について、以下質問する。

- (1) 中等度難聴児発達支援事業はどのようなものか。
- (2) 世帯の市民税課税者納税額基準を都の基準どおりに実施した場合、対象となる世帯の該当児童数。対象とならない世帯の中等度難聴児童の人数
- (3) 市としてどう対応する考えか。

〔答弁〕 市長・担当部長

22 服部ひとみ議員

1 オスプレイの横田基地配備検討の撤回を求めます

北太平洋空軍司令官は7月29日記者会見で、空軍仕様の垂直離着陸輸送機C V22オスプレイ（以下C V22）の日本配備について横田基地も有力な候補であると発言しました。

配備先は2014年初めまでに決まる見通しだとして日米両政府が協議中と明言し、2015年夏ごろをめどに10機程度のC V22配備の検討が言われています。

空軍仕様のC V22は、特殊部隊の輸送を主な役割としており、戦地への兵士投入のため、危険な降下訓練や低空飛行、夜間訓練、タッチ・アンド・ゴーなどを横田基地で行うおそれがあります。

C V22は特殊作戦機として運用されるため、普天間に強行配備された海兵隊仕様のMV22に比べて、はるかに高い事故率を記録しています。防衛省の資料によれば「クラスA」の事故率は米軍機の中でも最悪です。

横田基地は、人口が密集した市街地に所在し、小学校や保育園、病院、住宅に隣接しており、これまでも周辺住民は騒音被害に苦しみ、事故の危険にさらされてきました。また基地周辺にとどまらず、首都・東京の上空の広大な米軍専用の横田空域をC V22が飛行することも懸念されます。

とりわけ、府中市内には米軍通信施設が残され、航空自衛隊府中基地からの航空総隊司令部の横田基地内移転で、空自の連携強化の危険性が増しています。

既に、横田基地周辺5市1町は日本政府に対してC V22オスプレイの配備検討の撤回を米国政府に強く求めるよう要請しています。

府中市として、日本政府及び米国政府に対して、C V22オスプレイの配備検討の撤回の要請を行うことを求め、以下質問します。

- (1) C V 22オスプレイの横田基地配備の検討について、市の認識と見解
- (2) 横田空域内に加え、米軍通信施設、航空自衛隊府中基地の所在する府中市にC V 22の緊急時の離発着なども想定され、市民の安心・安全を脅かすことになりかねないと思いますが、市の考えをお尋ねします。
- (3) 府中市として、C V 22オスプレイ配備検討の中止・撤回の意見を上げるべきかどうかでしょうか。

〔答弁〕 市長・担当部長